

特定農産加工業経営改善臨時措置法の 一部改正について



令和6年6月
新事業・食品産業部

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正について



① 特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長について

法の有効期限を令和6年6月30日から令和11年6月30日へと延長。

② 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について

農産加工業者による原材料（小麦・大豆等）の調達安定化に係る取組を支援する新たな制度を創設。

③ 現行措置について

現行措置（経営改善、事業提携に関する支援措置）は引き続き実施。

【特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律】

成立：令和6年4月5日

公布：令和6年4月12日

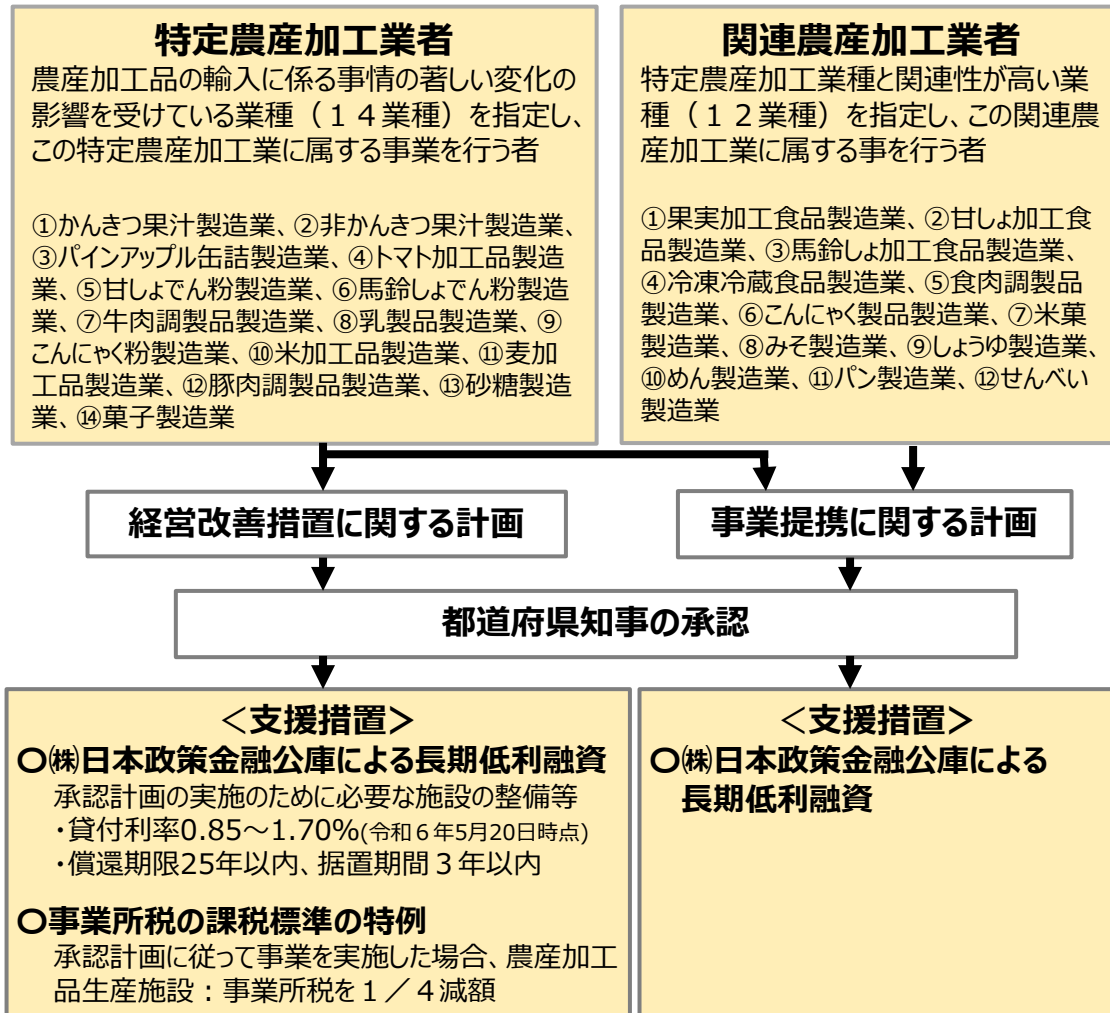
施行：①については4月12日（公布の日）

②については7月1日を予定

1 特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長について

- 農産加工品等の関税引下げ等の輸入事情の著しい変化に対処するため、**1989（平成元）年**に特定農産加工業経営改善臨時措置法を制定（法有効期限 5 年間）。農産加工業者が行う経営改善措置に対して**金融・税制上の支援を措置**。
- これまで 5 年ごとに有効期限を延長。改正前の法は、**2024（令和 6）年 6 月 30 日**で失効することとされていたため、今般の改正により、有効期限を**2029（令和 11）年 6 月 30 日**まで延長。

○支援措置の仕組み



○承認計画件数

（単位：件）

年度	平成元～30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
件数	1,667	54	34	49	36	1,840

注：経営改善計画と事業提携計画の合計

○融資実績

（単位：件、億円）

年度	平成元～30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
件数	2,485	66	67	79	44	2,741
融資額	7,506	153	241	161	84	8,145

○税制利用実績

（単位：件、百万円）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	94	98	103	106	107
減税額	70	69	70	73	74

資料：総務省HP「市町村税課税状況等の調」

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（概要）

- 今般の国際情勢の変化により、輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まりしており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
- これを踏まえ、国産利用の促進等、原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）に対する支援措置を新たに整備。

【支援対象】

小麦、大豆又はこれらの一次加工品（小麦粉、煮豆等）を主要な原材料（※）として使用する農産加工業者

（※）主要な原材料：

当該農産加工品の原材料に占める小麦、大豆又はこれらの一次加工品（総重量）の割合がおおむね5割を占めることとする。

【支援の流れ】

小麦・大豆等を主要な原材料として使用する
特定農産加工業者が
調達安定化計画を作成・農林水産大臣に提出

農林水産大臣による計画の承認

<支援措置>

○(株)日本政策金融公庫による長期低利融資

- 承認を受けた計画の実施のために必要な施設の整備等
- ・貸付利率0.85～1.70%(令和6年5月20日時点)
- ・償還期限25年以内、据置期間3年以内

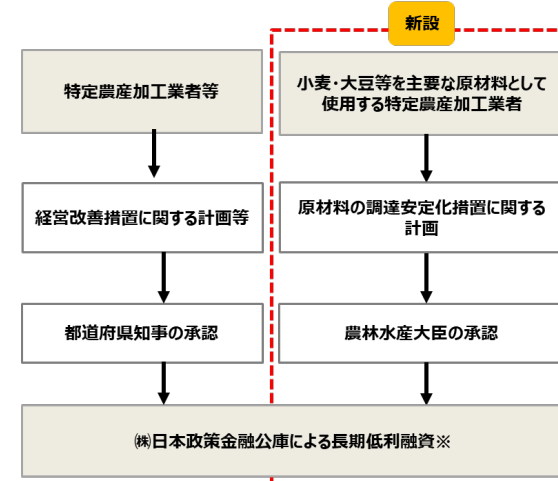
○事業所税の課税標準の特例

計画に従って事業を実施した場合、
農産加工品生産施設の事業所税を1/4減額

【例】

- ・めん製造業者
- ・菓子製造業者
- ・パン製造業者
- ・小麦粉製造業者
- ・豆腐製造業者
- ・納豆製造業者
- ・みそ製造業者
- ・しょうゆ製造業者
- ・豆乳製造業者

<参考：法のスキーム>



※ このほか、地方税法に基づく事業所税の課税標準の特例措置あり。

調達安定化措置の例

- ・原材料の生産地の変更
- ・代替原材料の使用
- ・原材料の効率的な使用
- ・新商品又は新技術の研究開発又は利用
（上記3つのいずれかと併せて行う取組）
- ・原材料の保管

計画の承認基準

- ・**有効性**：計画の内容が、調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る上で有効なものとなっているか。
- ・**適切性**：原材料となる農産物について、生産地との関係性においてその調達方法が適切なものとなっているか。等

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（支援措置）

①長期低利融資

調達安定化措置を行うための機械・施設の導入等への金融支援

<貸付条件>

【貸付利率】 ※令和 6 年5月20日時点

【融資期間】

	11年	15年	20年	25年
【貸付額】 2.7億円以下	0.85%	1.05%	1.35%	1.55%
2.7億円超	1.00%	1.20%	1.50%	1.70%

※本資金は固定金利型です。最新の貸付利率は、
日本政策金融公庫のホームページで御確認ください。
(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_11.html)

【償還期限】

10年超25年以内（据置期間 3 年以内）

【融資限度額】

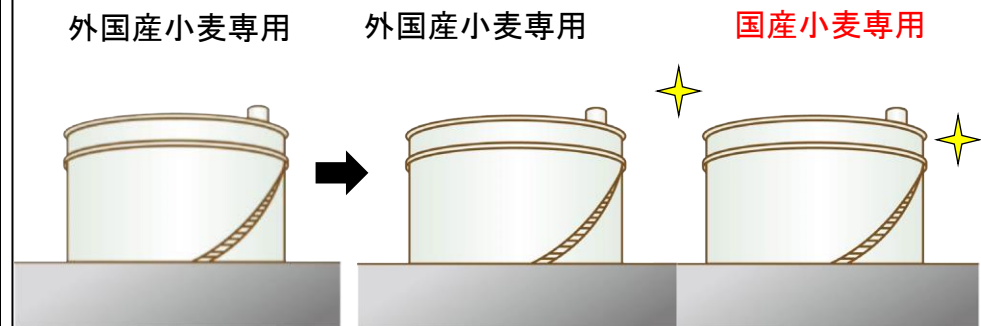
負担する額の80%

<想定事例（保管庫の追加）>

○ めん製造事業者が、新たに国産小麦を使用するにあたり、1機2千万円の保管庫を導入。

（融資可能額）

2千万円 × 80%（貸付限度）
= 1.6千万円の融資が可能！



※詳しくは、お近くの日本政策金融公庫等にお問い合わせください。

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（支援措置）

②税制特例

調達安定化措置の事業の用に供する施設に対して課税される事業所税の課税標準を控除

<特例の概要>

承認を受けた計画に従って実施する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設に対して課税される事業所税について、資産割の課税標準の4分の1を控除。

（参考）事業所税の概要

区分	課税標準	税率	免税点
資産割	事業所床面積	600円/㎡	1,000㎡以下
従業者割	従業者給与総額	0.25%	100人以下

課税団体(令和6年4月1日現在)

東京都（特別区の存する区域）、札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

<想定事例（新たな工程の追加）>

○ 納豆製造事業者が、外国産大豆から国産大豆に切り替えるために、下処理設備を新たに導入。調達安定化措置に係る農産加工品の生産に供する施設を有する事業所床面積（課税標準）が3,000㎡の場合（今回の場合、納豆製造ライン全体の床面積が控除対象となる）



【税額の計算方法】

$$3,000\text{㎡} \times \frac{1}{4} \times \text{税率（600円/㎡）} = \text{45万円の効果！}$$

事業所床面積
（資産割課税標準）
税率：600円/㎡
免税点：1000㎡

課税部分

控除分（1／4）

※詳しくは、市役所等の事業所税担当窓口にお問い合わせください。

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（支援対象）

【支援対象】

小麦、大豆又はこれらの一次加工品（小麦粉、煮豆等）を主要な原材料（※）として使用する農産加工業者はすべて、支援対象となります！

（※）主要な原材料：当該農産加工品の原材料に占める小麦、大豆又はこれらの一次加工品（総重量）の割合がおおむね **5割** を占めることとする。

【支援対象（小麦関係）の一例】

- **めん類製造業者**
（うどん、ひやむぎ、そうめん、そば、中華めん、即席めん、パスタ、餃子の皮、シュウマイの皮等）
- **菓子製造業者**
（ビスケット、クッキー、ボーロ、せんべい、ウェハース、ドーナツ、かりんとう、まんじゅう、カステラ、ケーキ、パイ等）
- **パン製造業者**
（食パン、菓子パン、調理パン、蒸しパン等）
- **製粉事業者**
（小麦粉、パン粉等）
- **小麦粉調整品製造業者**
（プレミックス（ホットケーキミックス、天ぷら粉、唐揚げ粉、お好み焼き粉等）等）
- **冷凍食品製造業者**（たこ焼き、ピザ等）
- **その他**（麴等） **等**

【支援対象（大豆関係）の一例】

- **豆腐関連製造業者**（豆腐、油揚げ等）
- **納豆製造業者**
- **しょうゆ製造業者**
- **おから製造業者**
- **煮豆製造業者**
- **大豆ミート製造業者**
- **みそ製造業者**
- **豆乳製造業者**
- **きな粉製造業者**
- **大豆油製造業者**
等

（※１）左記・上記の例は、小麦、大豆又はこれらの一次加工品が一般的に5割を占める製品の製造業者を記載しています。記載されている製造業者であっても、支援対象となるには、製品において小麦、大豆又はこれらの一次加工品がおおむね5割を占めている必要があります。逆に、おおむね5割を占めていれば、左記・上記に記載がない製造業者も支援対象となります。

（※２）原材料に占める割合の算定にあたっては、小麦、大豆及びこれらの一次加工品を合算することができます。また、使用量が当該製品において最大量ではない指定農産物の調達安定化措置についても、支援の対象になります。

例）しょうゆ製造事業者が、原材料である小麦を外国産から国産に変更

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（想定事例）

①原材料の生産地の変更

【具体的な取組内容】原材料としている小麦又は大豆の生産地の変更。

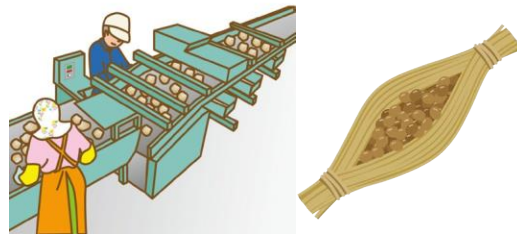
※小麦又は大豆の一次加工品の変更は含まない。

＜想定事例（新たな工程の追加）＞

○ 納豆製造事業者が、外国産大豆から国産大豆に切り替えるために、下処理設備を新たに導入。

（取組の詳細）

これまで、下処理済の大豆を輸入していたが、国産に切り替えるにあたり、農家から直接仕入れることとなった。その際、石などの不要物除去や脱皮・洗浄などといった下処理工程が必要となったため、これらに対応した設備を新たに導入した。



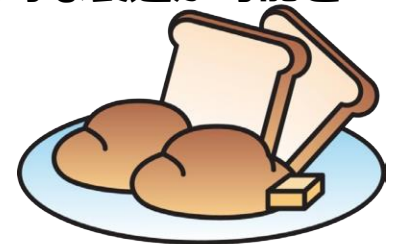
下処理設備の導入！

＜想定事例（新商品の開発・製造）＞

○ パン製造事業者が、外国産小麦を使用した食パンをリニューアルし、国産小麦を使用した新商品を製造するために、最新設備を導入。

（取組の詳細）

既存の食パンをリニューアルし、国産小麦100%の食パンを新商品として新たに追加で製造するには、技術的にも数量的にも既存の設備だけでは対応できなかったが、最新設備を導入することで、新商品の安定的な製造が可能となった。



・生産ラインの導入！
・最新設備の導入！

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（想定事例）

②代替原材料の使用

【具体的な取組内容】原材料とする小麦、大豆に代替する農産物又は、当該代替する農産物を使用して生産された一次加工品

※代替原材料の例：小麦→米、小麦粉→米粉

<想定事例（新商品の開発・製造）>

○ 製粉事業者が、外国産小麦の一部を国産米粉に切り替えるために、精米機を導入。

（取組の詳細）

これまで、精麦事業のみを行っていたが、米粉を新たに製造することになったため、精米に必要な設備を新たに導入した。



<想定事例（新商品の開発・製造）>

○ パン製造事業者が、外国産小麦を使用した食パンをリニューアルし、国産米粉を使用した新商品を製造するため、最新設備を導入。

（取組の詳細）

既存の食パンをリニューアルし、国産米粉100%の食パンを新商品として新たに追加で製造するには、技術的にも数量的にも既存の設備だけでは対応できなかったが、最新設備を導入することで、新商品の安定的な製造が可能となった。



2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（想定事例）

③原材料の効率的な使用

【具体的な取組内容】同質・同量の農産加工品を生産する上で必要となる原材料（小麦、大豆又はこれらの一次加工品）の使用量の削減

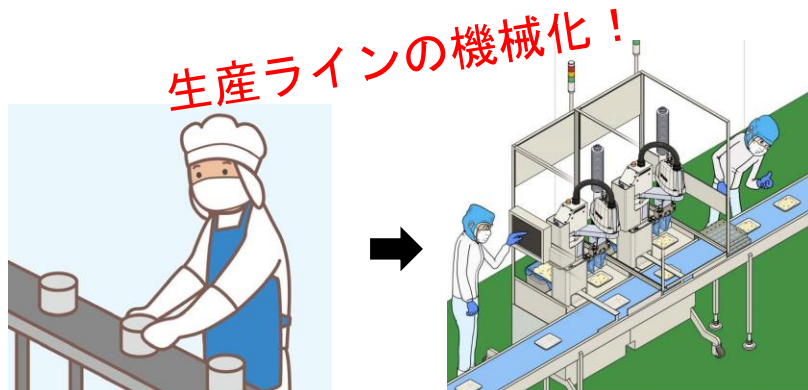
※例：生産工程におけるロスの削減、新たな機械の導入等による抽出量・分離量の向上

<想定事例（ロスの改善）>

○菓子製造事業者が、製造過程で発生するロスを削減するため、生産ラインを完全機械化。

（取組の詳細）

これまで生産ラインの一部のみで機械を使用していたが、ロスを削減するため、人の手で作業していた工程を全て機械化した。

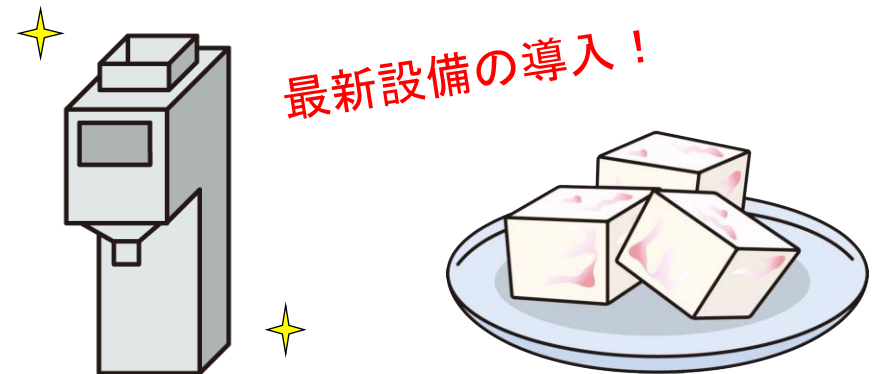


<想定事例（歩留まり改善）>

○豆腐製造事業者が、歩留まりを改善するために最新設備を導入。

（取組の詳細）

歩留まりを改善するために、大豆を圧搾する工程において、最新設備を導入し、圧搾率の向上を図った。



2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（想定事例）

⑤原材料の保管

【具体的な取組内容】小麦、大豆、これらの一次加工品又は代替原材料の保管。

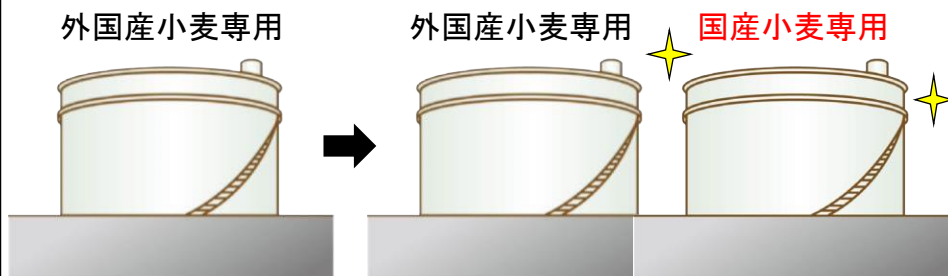
<想定事例（保管庫の追加）>

○ めん製造事業者が、新たに国産小麦を使用するにあたり、保管庫を導入。

（取組の詳細）

これまで外国産小麦のみを使用しており、その保管についてはサイロ1機を使用していたが、新たに国産小麦を取り扱うことに伴い、サイロを1機追加で導入した。

サイロの追加！



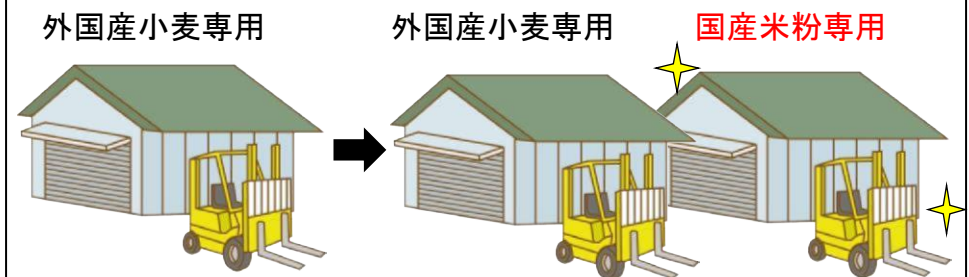
<想定事例（保管庫の追加）>

○ パン製造事業者が、新たに国産米粉を使用するにあたり、保管庫を導入。

（取組の詳細）

これまで外国産小麦のみを使用していたが、新たに米粉を使用することに伴い、原料の保管総量が増大するため、保管倉庫を追加で設置した。

倉庫の追加！



2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（計画の承認基準）



【調達安定化計画の承認基準 -主なポイント-】

（1）有効性：

- ・ 計画の内容が、調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る上で有効なものとなっているか。
- ・ 計画における目標が、以下の①～③のいずれかの基準を満たしているか。

①原材料の生産地の変更・代替原材料の使用

＜承認基準＞ 生産地が変更されることとなる指定農産物（※1）

（又は当該指定農産物を使用して生産された一次加工品）（※2）及び、
新たに使用されることとなる代替原材料（※3）（総計）の使用割合の目標：5%以上

（※1）小麦、大豆 （※2）小麦、大豆の一次加工品（小麦粉等）

（※3）原材料とする小麦、大豆に代替する農産物又は、当該代替する農産物を使用して生産された一次加工品

②原材料の効率的な使用

＜承認基準＞ 効率的な使用により削減される指定農産物等の使用割合の目標：1%以上

③原材料の保管

＜承認基準＞ 保管施設の容量の増加率の目標：5%以上

（2）適切性：原材料となる農産物について、生産地との関係性においてその調達方法が適切なものとなっているか。

例）国内生産地との長期取引契約の締結

原材料たる農産物の季節性を踏まえた複数生産地との取引契約の締結 等

(参考) 調達安定化計画の承認基準について ～詳細版～

【調達安定化計画の承認基準 -主なポイント-】

(1) 有効性：

- 計画の内容が、調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る上で有効なものとなっているか。
※単に小麦、大豆等そのものの価格面での経済的合理性を追求するだけでは調達の安定化を図る上で有効なものとはいえず、品質面や輸送手段等も踏まえ、判断されます。
- 計画における目標が、以下の①～③のいずれかの基準を満たしているか。

①原材料の生産地の変更・代替原材料の使用

＜承認基準＞ 生産地が変更されることとなる指定農産物（※１）

（又は当該指定農産物を使用して生産された一次加工品）（※２）及び、

新たに使用されることとなる代替原材料（※３）（総計）の使用割合の目標：5%以上

（※１）小麦、大豆 （※２）小麦、大豆の一次加工品（小麦粉等）

（※３）原材料とする小麦、大豆に代替する農産物又は、
当該代替する農産物を使用して生産された一次加工品

○申請書 ※様式の体裁等は今後変更の可能性があります。

○計算式

$$\frac{\begin{array}{l} \text{農産加工品 1 製品当たりにおいて} \\ \text{原材料の生産地の変更の取組により} \\ \text{生産地が変更されることとなる指定農産物} \\ \text{(又は当該指定農産物を使用して生産された一次加工品)及び} \\ \text{代替原材料の使用の取組により} \\ \text{新たに使用されることとなる代替原材料} \\ \text{の総数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{取組後の農産加工品 1 製品当たりにおいて} \\ \text{使用される指定農産物等及び代替原材料の総数} \end{array}} \times 100 (\%)$$

①調達先としての指定農産物の生産地の変更 ②代替原材料の使用 の両方を一緒に行う取組			
計画実施前		計画実施後	
指定農産物等 【生産地】	1製品当たりの量	指定農産物等 【生産地】	1製品当たりの量
小麦粉 (甲国産小麦)	100 (g)	【生産地が変更された指定農産物等】	
		小麦粉 (〇〇都道府県産小麦)	50 (g)
小麦粉 (乙国産小麦)	50 (g)		(g)
小麦粉 (〇〇都道府県産小麦)	50 (g)	【新たに使用する代替原材料】	
		米粉 (〇〇都道府県産小麦)	50 (g)
	(g)		(g)
	(g)	【従来使用している指定農産物等】	
		小麦粉 (甲国産小麦)	50 (g)
	(g)	小麦粉 (〇〇都道府県産小麦)	50 (g)

【生産地の変更及び新たな代替原材料の使用に関する率】
※5%を超えること 50.0%

(参考) 調達安定化計画の承認基準について ～詳細版～



②原材料の効率的な使用

＜承認基準＞ 効率的な使用により削減される指定農産物等の使用割合の目標：1%以上

○計算式

$$\frac{\text{農産加工品 1 製品当たりにおいて} \\ \text{原材料の効率的な使用の取組により} \\ \text{削減される指定農産物等の総数}}{\text{取組前の農産加工品 1 製品当たりにおいて} \\ \text{使用される指定農産物等の総数}} \times 100 (\%)$$

○申請書

※様式の体裁等は今後変更の可能性があります。

②原材料たる指定農産物等の効率的な使用				
計画実施前			計画実施後	
指定農産物等 【生産地】	1製品当たりの量		指定農産物等 【生産地】	1製品当たりの量
小麦粉 （甲国産小麦）	50	(g)	【削減される指定農産物等】 小麦粉 （甲国産小麦）	10 (g)
小麦粉 （〇〇都道府県産小麦）	50	(g)		(g)
		(g)		(g)
		(g)	【削減後に使用する指定農産物等】 小麦粉 （甲国産小麦）	40 (g)
		(g)	小麦粉 （〇〇都道府県産小麦）	50 (g)
		(g)		(g)

【削減率】 10.0%
※1%を超えること

③原材料の保管

＜承認基準＞ 保管施設の容量の増加率の目標：5%以上

○計算式

$$\frac{\text{取組を行う事業所において} \\ \text{原材料の保管の取組により増加する} \\ \text{指定農産物等及び代替原材料の保管施設の保管可能量}}{\text{取組を行う事業所において} \\ \text{取組前に保有している} \\ \text{指定農産物等及び代替原材料の保管施設の保管可能量}} \times 100 (\%)$$

○申請書

※様式の体裁等は今後変更の可能性があります。

③原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管				
計画実施前			計画実施後	
指定農産物等 【生産地】	1事業所当たりの量		指定農産物等 【生産地】	1事業所当たりの量
小麦粉 （甲国産小麦）	100	(kg)	【増加後の指定農産物の保管量】 小麦粉 （甲国産小麦）	100 (kg)
		(kg)	小麦粉 （〇〇都道府県産小麦）	50 (kg)
		(kg)		(kg)

【増加率】 50.0%
※5%を超えること

(参考) 調達安定化計画の承認基準について ～詳細版～

【調達安定化計画の承認基準 -主なポイント-】

(2) 適切性：原材料となる農産物について、生産地との関係性においてその調達方法が適切なものとなっているか。



調達安定化計画の実施により
原材料たる農産物（※）の国内生産地との長期的な取引上の関係性が構築・強化されるなど、
新たに調達することとなる農産物の調達方法が適切である必要があります。

（※）小麦又は大豆に限られるものではなく、代替原材料（米等）、農産加工品を生産する上で必要となる
その他の農産物（牛乳、卵、果物、野菜等）についても含む。

○申請書 ※様式の体裁等は今後変更の可能性あります。

(1) 目標

注）本欄に以下の事項を記載すること。

- ・ 輸入原材料の価格水準の上昇・高止まりによる影響、申請する計画がその影響に
対処するものであること。
- ・ 申請する計画について、原材料たる農産物の国内の生産地との連携の強化その他
の生産地からの当該農産物の調達方法が適切なものであること。

『調達安定化措置の目標』の欄に、

- 原材料となる農産物の調達方法が適切なものであることについて記載いただきます。

【調達方法が適切である例】

- 国内生産地との長期取引契約の締結
- 原材料たる農産物の季節性を踏まえた複数生産地との取引契約の締結

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加について（お問合せ先）

➤ 本制度（融資）の活用を検討される方は、まずはお近くの日本政策金融公庫支店・沖縄振興開発金融公庫までお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名				代表電話番号	支店名				代表電話番号	支店名				代表電話番号
札幌	幌	支	店	011-251-1261	新潟	潟	支	店	025-240-8511	鳥取	取	支	店	0857-20-2151
帯広	広	支	店	0155-27-4011	富山	山	支	店	076-441-8411	松江	江	支	店	0852-26-1133
北見	見	支	店	0157-61-8212	金沢	沢	支	店	076-263-6471	岡山	山	支	店	086-232-3611
青森	森	支	店	017-777-4211	福井	井	支	店	0776-33-2385	広島	島	支	店	082-249-9152
盛岡	岡	支	店	019-653-5121	甲府	府	支	店	055-228-2182	山口	口	支	店	083-922-2140
仙台	台	支	店	022-221-2331	長野	野	支	店	026-233-2152	徳島	島	支	店	088-656-6880
秋田	田	支	店	018-833-8247	岐阜	阜	支	店	058-264-4855	高松	松	支	店	087-851-2880
山形	形	支	店	023-625-6135	静岡	岡	支	店	054-205-6070	松山	山	支	店	089-933-3371
福島	島	支	店	024-521-3328	名古屋	古	支	店	052-582-0741	高知	知	支	店	088-825-1091
水戸	戸	支	店	029-232-3623	津		支	店	059-229-5750	福岡	岡	支	店	092-451-1780
宇都宮	宮	支	店	028-636-3901	大津	津	支	店	077-525-7195	佐賀	賀	支	店	0952-27-4120
前橋	橋	支	店	027-243-6061	京都	都	支	店	075-221-2147	長崎	崎	支	店	095-824-6221
さいたま	ま	支	店	048-645-5421	大阪	阪	支	店	06-6131-0750	熊本	本	支	店	096-353-3104
千葉	葉	支	店	043-238-8501	神戸	戸	支	店	078-362-8451	大分	分	支	店	097-532-8491
東京	京	支	店	03-3270-9791	奈良	良	支	店	0742-32-2270	宮崎	崎	支	店	0985-29-6811
横浜	浜	支	店	045-641-1841	和歌山	山	支	店	073-423-0644	鹿児島	児	支	店	099-805-0511

【沖縄振興開発金融公庫】

支店名				代表電話番号	支店名				代表電話番号	支店名				代表電話番号
本部		支	店	0120-956-318	北部	部	支	店	0980-52-2338	八重山	山	支	店	0980-82-2701
中部		支	店	098-989-6511	宮古	古	支	店	0980-72-2446					

➤ その他、制度全般についてはこちら

【農林水産省】

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課（TEL: 03-6744-2060）

特定農産加工業経営改善臨時措置法HP ※申請様式等を後日掲載予定（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei_nousanho/）15

3 現行措置について（対象業種及び支援措置）※引き続き利用可能です！

特定農産加工業者は、経営改善措置に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けると、公庫の長期低利融資や事業所税の軽減措置が受けられます。

＜特定農産加工業種（経営改善）＞

①かんきつ果汁製造業

②非かんきつ果汁製造業

③パインアップル缶詰製造業

④トマト加工品製造業

⑤甘しょでん粉製造業

⑥馬鈴しょでん粉製造業

⑦牛肉調製品製造業

⑧乳製品製造業

⑨こんにやく粉製造業

⑩米加工品製造業

⑪麦加工品製造業

⑫豚肉調製品製造業

⑬砂糖製造業

⑭菓子製造業

特定農産加工業者との事業提携に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けると、公庫の長期低利融資が受けられます。

＜関連業種＞

①果実加工食品製造業

②甘しょ加工食品製造業

③馬鈴しょ加工食品製造業

④冷凍冷蔵食品製造業

⑤食肉調製品製造業

⑥こんにやく製品製造業

⑦米菓製造業

⑧みそ製造業

⑨しょうゆ製造業

⑩めん製造業

⑪パン製造業

⑫せんべい製造業

＜長期低利融資＞

【対象事業】

① 新商品・新技術の研究開発、利用

新しい商品の開発・製造、商品の品質向上・コスト削減のための機械・施設の導入等

② 事業の転換

現在行っている特定農産加工業部門の相当部分の廃止・縮小に伴う他の農産加工業部門の導入・拡大等

③ 事業提携による生産の共同化

複数の事業者の生産の共同化、合併等に伴う生産体制の整備等

【貸付利率】※令和6年5月20日時点

【融資期間】

	11年	15年	20年	25年
2.7億円以下	0.85%	1.05%	1.35%	1.55%
2.7億円超	1.00%	1.20%	1.50%	1.70%

【貸付額】

※本資金は固定金利型です。最新の貸付利率は、日本政策金融公庫のホームページで御確認ください。
(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_11.html)

【償還期限】

10年超25年以内（据置期間3年以内）

【融資限度額】

負担する額の80%

＜税制特例＞

承認を受けた計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設に対して課税される事業所税について、資産割の課税標準の4分の1を控除。

（参考）事業所税の概要

区分	課税標準	税率	免税点
資産割	事業所床面積	600円/㎡	1,000㎡以下
従業者割	従業者給与総額	0.25%	100人以下

課税団体(令和6年4月1日現在)

東京都（特別区の存する区域）、札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

3 現行措置について（お問合せ先）



- 現行措置に関するお問い合わせは、P 15に記載の日本政策金融公庫支店又は下記の各都道府県へご連絡ください。

【都道府県担当窓口一覧】

都道府県	担当部署	電話番号	三重県	三重県農林水産部フードイノベーション課	059-224-2395
北海道	北海道農政部食の安全推進局食品政策課	011-204-5432	滋賀県	滋賀県農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室	077-528-3891
青森県	農林水産部食ブランド・流通推進課食品産業振興グループ	017-734-9456	京都府	京都府農林水産部流通・ブランド戦略課	075-414-4964
岩手県	岩手県農林水産部流通課6次産業化推進担当	019-629-5715	大阪府	大阪府環境農林水産部流通対策室産業連携グループ	06-6210-9606
宮城県	宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班	022-211-2812	兵庫県	兵庫県農林水産部流通戦略課	078-362-3486
秋田県	秋田県農林水産部農業経済課金融・団体指導チーム	018-860-1766	奈良県	奈良県食と農の振興部豊かな食と農の振興課	0742-27-5427
山形県	山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課	023-630-3088	和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課	073-441-2880
福島県	福島県農林水産部農林企画課	024-521-8041	鳥取県	鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7260
茨城県	農林水産部農業経営課 団体・金融G	029-301-3862	島根県	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-6201
栃木県	栃木県農政部経済流通課農産物ブランド推進班戦略推進チーム	028-623-2298	岡山県	岡山県農林水産部農政企画課対外戦略推進室	086-226-7404
群馬県	群馬県農政部ぐんまブランド推進課食品流通係	027-226-3133	広島県	広島県農林水産局就農支援課	082-513-3537
埼玉県	埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当	048-830-4095	山口県	山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課	083-933-3360
千葉県	千葉県農林水産部団体指導課 経営支援室	043-223-3074	徳島県	徳島県農林水産部とくしまブランド推進課	088-621-2432
東京都	東京都産業労働力農林水産部調整課制度金融担当	03-5320-4817	香川県	香川県農政水産部農業生産流通課	087-832-3421
神奈川県	神奈川県環境農政局農水産部農業振興課	045-210-4422	愛媛県	愛媛県農林水産部食ブランドマーケティング課	089-912-2569
新潟県	新潟県農林水産部経営普及課	025-280-5301	高知県	高知県産業振興推進部地産地消・外商課	088-823-9704
富山県	富山県農林水産部農産食品課	076-444-3282	福岡県	福岡県農林水産部団体指導課	092-643-3480
石川県	石川県農林水産部ブランド戦略課	076-225-1614	佐賀県	佐賀県農林水産部生産者支援課	0952-25-7112
福井県	福井県農林水産部中山間農業・畜産課	0776-20-0423	長崎県	長崎県農林部農産加工流通課	095-895-2997
山梨県	山梨県農政部果樹・6次産業振興課野菜・6次産業化担当	055-223-1600	熊本県	熊本県農林水産部団体支援課	096-333-2371
長野県	長野県農政部農村振興課中山間農村・金融係	026-235-7242	大分県	大分県農林水産部おおいたブランド推進課	097-506-3627
岐阜県	岐阜県農政部農産物流通課	058-278-3582	宮崎県	宮崎県農政水産部農業流通ブランド課	0985-26-7847
静岡県	静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課	054-221-2712	鹿児島県	鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室	099-286-3179
愛知県	愛知県農業水産局農政部食育消費流通課	052-954-6719	沖縄県	沖縄県農林水産部流通・加工推進課	098-866-2255